

瀬戸内トラストニュース

第74号 2020年11月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

環瀬戸内海会議第31回総会 リモートで開催

環瀬戸内海会議は今年6月で満30年を迎え、第31回総会は当初、7月4~5日東広島市安芸津町、その沖の大崎上島を舞台に開催する予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染拡大が懸念され、やむを得ず7月5日、総会をリモート会議として開催しました。パソコン画面を通したリモートという慣れない形式でしたが、第31回総会には19名が参加し、約三時間、活発な議論が行われました。

総会は議案書を原案通り承認し、終了しました（第31回総会報告は2~5頁に掲載しています）。

なお、第32回総会は上関町祝島での開催の予定でしたが、コロナ禍の中、祝島では20年夏開催予定の、4年に一度の一大行事「神舞（かんまい）」が来年に延期され、環瀬戸総会の祝島での開催は2022年に繰り延べとなります。2021年の第32回総会は、20年の予定地であった広島県安芸津町・大崎上島での開催を目指したいと思います。

2020年度会費のお願い

年会費（一口）個人 4,000円 団体 10,000円
——何口でも可——

非礼と思いますが、会費等を納入頂いた方にも振込用紙を同封しています。環瀬戸内海会議の活動は、主に年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願い致します。

環瀬戸内海会議は31年目に入りました。会費のお納めをお願いします。カンパ熱烈大歓迎です！！

沖縄防衛局の辺野古埋立て設計変更申請に対し、環瀬戸内海会議は辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会とともに9月、沖縄県知事に「変更申請の不承認」を求める意見書の提出を全国に呼びかけました。沖縄県の島ぐるみ会議はじめ多くの市民団体からも、全国に呼びかけられました。沖縄県は10月9日、18,904件の意見書が寄せられたと発表しました。意見書提出にご協力頂いた皆様に、感謝申し上げます。

目次

環瀬戸内海会議第31回総会報告	松本宣崇	2~4
環瀬戸内海会議 2019年度決算並びに2020年予算		5
新型コロナと文明 2020.10.13 「北海道新聞」	寄稿 湯浅一郎	6
来年通常国会での瀬戸内法改正にらみ中環審が議論へ	末田一秀	7
辺野古埋め立て設計変更申請の不許可を求める沖縄県知事あて意見書	環瀬戸内海会議	8~9
《愛媛》伊方原発を止める！我々は止まらない！	井出久司	10
《愛媛》ポケットに憲法—伊方集会における「道路許可申請」をめぐって—	松尾京子	11
《大阪》関西電力 原発マネスキャンダル	末田一秀	12
《愛媛》湯浅一郎さんの海の生物調査に参加して	大野恭子	13
《愛媛県砥部町》 残土処分場反対署名を集めています	土居立子	14
《広島県広島市》 違法操業の上安（広島市）産廃処分場をやめさせる	溝田一成	15
いんふおめーしょん 12. 2防衛省要請交渉 新刊紹介		16



環瀬戸内海会議第31回総会報告



環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇

2020事業計画について

(1) 瀬戸内法改正・付帯決議の活用を含めた瀬戸内海の環境の回復と保持の活動

この課題は、2015年の瀬戸内法改正に係る取り組み後、停滞している。法改正から5年を経て20年3月31日、中央環境審議会（以下、中環審）が「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」の答申を環境大臣に提出した。少なくとも以下の問題点がある。

- ・生物多様性条約（CBD）、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットホーム」（IPBES）報告書などを踏まえたポスト愛知目標への生物多様性の回復と保持に関する新たな動きを全く無視している。その結果、藤岡義隆氏の呉周辺海岸生物調査の結果の内容が消えている。
- ・「生物多様性の観点から重要度の高い海域」及び「湿地」に触れてはいるが、具体的に何をどう評価していくのか示されていない。また、2020年に沿岸域の10%を海洋保護区にするとの合意との関係性についても、全く記述がない。
- ・未利用埋め立て地として、203.8haとしているが、少なすぎることをどう問題にしていくか。「未利用地」の定義に問題があると考えられる。
- ・湾・灘協議会の設置・活用をどのように推進していくのか具体策が見えない。

一方、改正瀬戸内法では、3つの付帯決議は我々の要請を受けて付け加えられた経緯にはこだわりたい。他方、当会はこれまで瀬戸内海の環境保全・再生・改善に向け、埋立て禁止、海砂採取禁止&産廃持ち込み禁止を掲げて運動を進めてきたが、この三つで今、課題に対応できるのか再検討が必要、より包括的で長期的視野に立つ新たな視点と方針が求められている。以上を踏まえながら、以下に取り組む。

- 1、中環審の答申を受けての環境省の方針に関するヒアリングを行うとともに要請や提言を行う。
- a) 瀬戸内法の三つの付帯決議の履行状況。

b) 環境保全計画策定にあたっての灘湾協議会（複数府県にまたがる）の各県での設置状況、協議員の選定、住民や環境NGOの参加状況、検討課題のあり方等について。

2. 沿岸11府県の中で交渉が可能な自治体に対し、以下をヒアリングし、作業の進捗を求める。

① 中環審の答申を受けての当該自治体としての基本方針。

② 未利用埋立て地の把握方法をヒアリングし、妥当性を評価する。そのため現地調査を検討する。

③ 海域ごとの湾灘協議会の設置への作業の現状と海域関係府県との協議の進行について。

④ 法に明記された「関係住民の参加」、その対象範囲と参加方法。その周知方法。

3、方向性を討議するうえで考慮すべき論点を以下に列挙する。

a) 環境省が16年4月22日、公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域（EBSA、以下、重要海域）」は、生物多様性条約締約国会議で採択された愛知目標に掲げられた海洋保護区選定の基礎資料と位置づけられている。全国の沿岸域で抽出された270海域の約2割が瀬戸内海にある。抽出の基準には藻場・干潟の分布、主要魚種の産卵場、絶滅危惧種の分布域など多様な要素が含まれる。沿岸の10%とされる海洋保護区の選定は2020年迄、瀬戸内海で海洋保護区になる海域がどこになるのかも重要。これらを念頭に生物多様性の回復と保持をいかにして実現していくのかなど、新たな視点を加えての瀬戸内海の環境保全への関わりが求められる。ちなみに、中島、黒瀬川河口、竜島など環瀬戸が海岸生物調査の実績を有する海岸も、相当数が重要海域に含まれている。

b) 現在の水質規制だけで見ると問題がない多くの海域においても、底生生物の漁獲量は、激減し

たままの状態が続いている。これらへの対応は、新たな視点での取り組みの必要性を示唆している。例えば、循環という視点から「陸、河川、沿岸の海をひと繋がりの流域として捉える」ことに着目したい。また、播磨灘を守る会（故青木敬介代表）が長年にわたり追究してきた埋め立てられた遊休地における磯浜復元も重要である。

4. 作業チームを発足させ、学習会運動を進める。

（2）辺野古土砂搬出反対運動

安倍政権が公式に、軟弱地盤の存在を認めたのが2019年初頭であった。設計変更を余儀なくされ、しかも防衛局試算では、総工事費9300億円と、当初予算の2、7倍に膨らみ、工事完成にはさらに9年3か月、「移転」まで12年を要する。

大浦湾の地盤改良のための砂杭約7万1千本を海底に打ち込む、サンドドレーン工法（SD）、サンドコンパクション（SCP）に大量の海砂の調達が必要となった。

そして、沖縄防衛局は4月21日、埋立工事の「設計変更許可申請」を沖縄県に提出した。

加えて沖縄防衛局が18年春申請し、沖縄県が判断を留保している大浦湾の7万8千体のサンゴ礁の移植に関し特別採捕許可を申請し、農水大臣が2月「許可せよ」と露骨に介入。沖縄県は「国の違法な関与」と、国地方係争処理委員会に申し出たが、6月19日処理委は申し出を却下した。

1 沖縄県土砂条例改正の陳情活動

沖縄県議会で、外来生物法や沖縄県土砂搬入規制条例では規制から漏れている「特定外来生物」以外の外来生物の移動・持込みを対象とした規制

（3）原発再稼働・上関原発建設反対運動

福島原発事故を起こして実質国有化された東京電力に代わり、原子力の旗振り役を担うと考えられていた関西電力で発覚した原発マネー不正還流事件は、推進派にとって大きな痛手となっている。原発マネーの暗部に光を当て、原子力施設の新規立地に歯止めをかけるチャンスである。

2030年度の原発依存率20～22%という達成不可能な目標を掲げたエネルギー基本計画の見直し作業が始まるが、コスト面でも破たんしている原

この間、取り組みが滯りがちになってきた状況を克服するために、瀬戸内海の環境政策に関する作業チームを発足させる。作業チームは中環審答申の評価に関する議論を深め、必要な提言を模索していく。合わせて環境省、自治体への働きかけを行うための学習会用の資料作成などにも取り組む。それを基にして、各地で学習会を行う。

条例の制定を引き続き求めていく。

2 「STOP ! HENOKO」請願署名の第二次提出と防衛・環境省要請交渉

一万筆以上の署名が昨年の第一次提出以降寄せられている。請願署名の第二次提出、同時に防衛・環境省交渉を今年中に実施する。

3 搬出県各県への要望行動の継続・外来生物対策に関する条例制定活動

各県に既に繁殖する外来種を県外に持ち出させないとする条例制定は、外来生物法の主旨・目的にかなっているが、現下の各県議会の勢力図では直ちに正面からの条例制定の陳情、直接請求は困難。私どもの提案に理解を示す県議を獲得し、一般質問の中で問い合わせていくことを探る。

4 「設計変更申請」公告縦覧に際し、沖縄県知事に対する「意見書」を全国から

近く沖縄県は申請を縦覧する。期間は3週間。沖縄県知事あての意見書は、縦覧期間内に「利害関係人」であれば誰でも提出できる。

沖縄県は「設計概要変更申請」を不許可にするよう求める意見書の提出を全国に呼びかける。

発に見切りをつけるよう声を上げていく。

伊方や島根の原発再稼働に反対し、上関原発建設の中止を求め、引き続き祝島島民の会をはじめ、原発反対市民団体・グループの人たちと連携して活動していく。使用済み核燃料の保管施設の建設にも反対していく。

また、福島事故被災者にあくまでも寄り添って支援策の継続・拡充を求めるとともに、汚染水の海洋放出や除染土の再利用に反対していく。

(4) 石炭火電新・増設、メガソーラー小規模太陽光発電への取組み

各地の住民運動、裁判での闘いを積極的に支援していく。

(5) 各地の廃棄物処分場建設問題への取組み

姫路市夢前町産廃処分場計画、岡山市御津地区、高梁市佐余谷の産業廃棄物処分場計画に反対する住民の闘いを引き続き支援していく。

広島県三原市産廃処分場計画に対し、反対する市民 500 名以上が原告団を結成し、6月8日、業者に対する建設工事差し止め命令を求め、広島地裁に仮処分申請を申し立てた。今後、裁判闘争と

(6)瀬戸内海沿岸の海岸生物調査について

2002年開始した瀬戸内海沿岸の海岸生物調査は、今年で18年目となる。今年も各地でこれまで協力頂いた団体・市民の協力を得てやり抜く。

また、1960年から50年近く呉市周辺の定点6カ所で生物種数の調査を続けて来られた故藤岡義隆さんのデータは、1960年頃からの生物多様性の喪失を実証する殆ど唯一のもの。近年、生物多様性の保持と回復は、世界規模で人類にとって喫緊の課題であり、生物多様性の変遷を具体的に示

(7)「環瀬戸内海会議30年の歩み(仮称)」発刊について

坂井章幹事が作成してくれたCDについて、「あゆみ」という記録は関わってきた人に記憶であり、これまでの活動・取組み、自分たちの伝えたいメッセージであり、少しでも次世代の理解を得るものに、そして何も知らない人への理解のための媒体と位置付け作成する。

原案CDに不足している資料として、①藤岡義

なっていく。支援を呼びかけるとともに、傍聴等への参加など、支援していく。

広島市一般廃棄物処分場計画について、安佐北区戸部地区住民の運動に寄り添い、支援していく。

愛媛県砥部町に残土処分場計画が浮上、地元住民から阿部共同代表が相談を受けており、引き続き対応していく。

(6)瀬戸内海沿岸の海岸生物調査について

すデータは極めて重要である。当会顧問であった藤岡さんの海岸生物調査を継承し、重点項目として進めていく。

「生物多様性の観点から見た重要海域」をも念頭に置きながら、改正瀬戸内法に基づく対象府県での「灘湾協議会の設置」の動向を注視しつつ、海岸生物調査の意義を改めて見直す。その位置づけの上で海岸生物調査の意義を理解する人を増やしていきたい。

(7)「環瀬戸内海会議30年の歩み(仮称)」発刊について

隆氏のデータ、②環瀬戸内海会議発足初期のゴルフ場リゾート乱開発反対運動を盛り込む。

そのために、プロジェクトチームを立ち上げ、SNS上で協議を積み重ね、CDの本年度完成を目指すことになった。紙媒体・冊子の発刊はその後、来年度での発刊を目指すこととした。



2020~21年度役員選任

第31回総会の終了をもって役員の任期満了に当たり、今総会で次期役員を以下の通り決定した。

共同代表 阿部悦子 湯浅一郎

副代表 服部 豊 末田一秀

幹事 井出久司 上岡大介 岡田和樹 河野康臣 斎藤 巧 (20.7.29急逝) 坂井 章
田村順玄 松田宏明 松原朋恵 三浦 翠 安田佳充 吉岡賢二 若槻武行
渡部淑子

(50音順)

顧問 石井 亨 倉橋澄子 佐々木克之

監査 前田俊英 置塩亨介

事務局長 松本宣崇



2019年度決算承認について

環瀬戸内海会議・第30期(2019.4.1~2020.3.31)予算及び決算
並びに次期、第31期(2020.4.1~2021.3.31)予算案

	勘定科目	補助科目	第30期		第31期予算
			予算	決算	
収入	前期繰越		739,192	739,192	670,624
	年会費		940,000	704,400	620,000
	団体 個人 総会参加費等	団体	140,000	110,000	140,000
		個人	480,000	412,000	480,000
		総会参加費等	320,000	182,400	0
	事業収入		75,000	99,400	45,000
	集会シンポ等 辺野古冊子販売利益 物品販売・冊子販売	集会シンポ等	0	0	0
		辺野古冊子販売利益	5,000	3,500	5,000
		物品販売・冊子販売	70,000	95,900	40,000
	寄付・カンパ		560,000	447,056	500,000
	雑収入		10	161	6
	雑収入 受取利息	雑収入	0	150	0
		受取利息	10	11	6
合計			2,314,202	1,990,209	1,835,630
支出	会議費		390,000	274,523	150,000
	役員会 総会	役員会	90,000	102,300	150,000
		総会	300,000	172,223	0
	活動費		80,000	153,740	150,000
	旅費交通費	旅費交通費	80,000	153,740	150,000
	共闘費		20,000	23,000	30,000
	諸会費 寄付金	諸会費	20,000	8,000	10,000
		寄付金	0	15,000	20,000
	雑支出		5,000	8,104	5,000
	機材購入費 雑支出	機材購入費	0	0	0
		雑支出	5,000	8,104	5,000
	機関紙費		465,000	394,864	445,000
	封筒・振替用紙印刷 印刷費 発送費	封筒・振替用紙印刷	65,000	62,240	65,000
		印刷費	180,000	171,707	180,000
		発送費	220,000	160,917	200,000
	事務所費		120,000	120,000	120,000
	雑損失金		0	0	0
	事務局費		343,000	238,994	268,000
	通信費 事務消耗品費 資料費 印刷費 支払手数料	通信費	120,000	119,118	120,000
		事務消耗品費	150,000	80,753	100,000
		資料費	10,000	9,000	10,000
		印刷費	60,000	28,179	35,000
		支払手数料	3,000	1,944	3,000
	仕入高		120,000	106,360	48,000
合計			1,543,000	1,319,585	1,216,000
差引残金(次期繰越)			771,202	670,624	619,630

監査報告

環瀬戸内海会議第30期(2019年度)会計を厳正に監査したところ、
帳票書類等正確かつ適正に処理されていることを認めます。

監査 前田俊英



監査 置塙亨介



コロナ禍は生物多様性を急減させる文明への自然からの警告

第3種郵便物認可

2020年10月13日

北海道新聞

には、例えば「世界中に約8
その『政策決定者向け要約』
した。

世界規模で広がる新型コロ
ナ禍は、その意味合いが一つ
の感染症にとどまらず、現代
文明や社会全体の在りようを
問う重大事態となっている。

コロナ禍という鏡を通して
て、利潤と効率性を第一とした
経済システムのもろさや、
コロナ禍による社会的差別の
助長など、さまざまな構造的
問題が鮮明に映し出された。
しかし、より深刻で本質的な
問題がある。それは「コロ
ナ禍は生物多様性を減少させ
続ける人間活動の結果」では
ないか、という仮説である。

2012年に策定した「生
物多様性および生態系サービ
スに関する政府間科学政策ア
ラットフォーム（IPBES）」
が19年5月、世界初となる「生物多
様性と生態系サービスに関する
地球規模評価報告書」を発表
した。

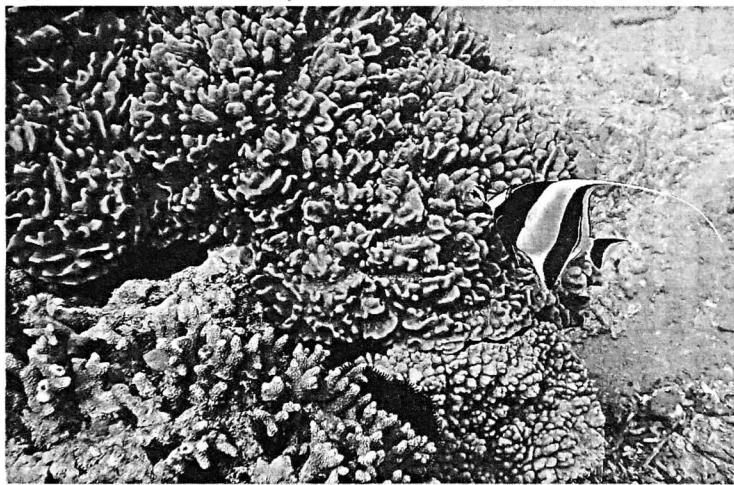
NPO法人ピースデボ代表

湯浅
一郎

新型コロナと文明

生物多様性急減 感染症増加の温床に

「浪費型」経済 再考を



00万種と推定される動植物について、今後、数十年で約100万種が絶滅する危機にあるなどと衝撃的な内容が書かれている。

今年9月には、国連の生物多様性条約事務局が発表した世界の生物多様性的概況に関する報告書によつて、2020まではさらに、生物多様性の減少が感染症の危機を広げており、コロナ禍のような事態がいつ起きるか分からぬといふことを懸念する記述があり

ウイルス170万種
IPBESの19年の報告書によつて、「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」とした「愛知目標」の達成はできなかつたことが明確にされた。

ゆあさ・いわもつ 1949年東京都生まれ。東北大大学院理学研究科修士課程修了。元産業技術総合研究所中国セントラル研究員。理学博士。核軍縮平和問題の情報収集・発信に取り組むNPO法人ピースデボ代表。歴古子砂灘に反対全国連絡協議会の顧問も務める。近著に『原発再稼働と海』『海・川・湖の放射能汚染』(海の放射能汚染(いずれも福島出版))。



生物多様性における気候変動に関する政府間パネル（IPCC）に相当する政

府間組織で、生物多様性に関する科学的情報を各國政府に提供する役割を担っている。このIPBESが19年5月、世界初となる「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」を発表した。

・パリ島（共同）

今年10月に中国・昆明で生

れは、温暖化問題における気

候変動に関する政府間パネル（IPCC）に相当する政

府間組織で、生物多様性に関する科学的情報を各國政府に提供する役割を担っている。このIPBESが19年5月、世界初となる「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」を発表した。

社会変革目指せ

とりわけいかなるコストをかけても経済成長を評価するパラダイム（価値観）に基づいた世界の金融および経済システムの直接的な結果だ」と喝破している。

人類が利潤と効率性を優先する。「開墾や生息地の分断」、

さらに細菌性病原体に急速な感染症を引き寄せたので

ではないか。

そう考えると、自然を「征服」していくのだ。

IPBESは「30年までに淡水

などの人間活動により、野生動物や家畜、植物、人をターゲットにした「新たな感染症が増える可能性がある」と明記しているのだ。

IPBESは「30年までに淡水などの人間活動により、野生動物や家畜、植物、人をターゲットにした「新たな感染症が増える可能性がある」と明記しているのだ。

IPBESは「30年までに淡水

起きし、そのことが今回のようないふべき事態を引き起こしたものではないか。

IPBESは「30年までに淡水

起きし、そのことが今回のようないふべき事態を引き起こしたものではないか。

IPBESは「30年までに淡水

起きし、そのことが今回のようないふべき事態を引き起こしたものではないか。

IPBESは「30年までに淡水

起きし、そのことが今回のようないふべき事態を引き起こしたものではないか。

IPBESは「30年までに淡水

起きし、そのことが今回のようないふべき事態を引き起こしたものではないか。

IPBESは「30年までに淡水

2020.10.13付け北海道新聞に掲載された湯浅一郎さんの寄稿「新型コロナと文明」

環瀬戸共同代表でもある湯浅一郎さんが共同通信に寄せた寄稿。10月10日から26日、高知・北海道・神奈川・山梨日日・日本海・秋田さきがけ・山陰中央・南日本と各地方紙に相次いで掲載されました。

来年通常国会での瀬戸内法改正にらみ 中環審が議論へ



環瀬戸内海会議副代表 末田一秀

中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会が、今年3月に答申「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」を取りまとめたことは、トラストニュース前号73号で報告しました。その際に、「環境省では、本答申をもとに『瀬戸内海環境保全基本計画』の見直し作業を行うものと思われます。また基本計画の改定を受けて、関係各府県の『瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画』も見直し作業が行われることになります。」と今後の動きを書きました。ところが意外なことに、環境省は基本計画改定の前に、再び小委員会での議論を始めたのです。

8月26日を開催された小委員会では、水・大気環境局長が、「今後、基本計画を改定して本格的に取組を進めていくわけですが、その前段として、やはり制度的な面で更に検討を深めていくべき事項がございます。そういう事項を中心に、まずは検討をいただいて、それを踏まえて、今後、基本計画の改定等を進めていけたらと考えている」と挨拶しています。

検討事項は

1. 順応的管理プロセスによる栄養塩類の管理
2. 藻場等の計画的な保全・再生・創出等
3. 湾・灘協議会の役割強化等
4. 特定施設の設置等に係る許可制度の運用の効率化・適正化

があげられていて、スケジュールは

「秋頃に、この審議会をもう一度開催いたしまして御議論いただいた上で、1か月程度のパブリックコメントの実施、そこで頂いた御意見も併せまして、冬頃に取りまとめに向けた御審議をいただきたい」と説明されています。

本稿執筆時に、まだその秋頃の審議会は開かれていませんが、10月25日の時事通信が環境省の

狙いを「瀬戸内海『きれい過ぎ』是正 水域設け対策、漁業影響防ぐ 法改正へ」と題した記事で報じています。「瀬戸内海の一部で海藻類などの栄養源となる窒素やリンといった「栄養塩」の濃度が下がり、養殖ノリの色落ちや、漁獲量の減少が起きている事態を受け、環境省は対策を講じる方針を固めた。栄養塩を増やす水域を設定できる新制度を導入し、「きれいになり過ぎた」(同省幹部)状況を是正、漁業への影響を防ぐ。来年の通常国会に瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内法)の改正案を提出する方向で検討中だが、議員提案になる可能性もある。」「沿岸の府県や市町村は、濃度の目標値や計画を決めて対策を実施する。具体策としては、ノリの養殖が行われる秋ごろから翌春にかけて下水処理場の運用方法を調整し、排出する栄養塩を増やしたり、ダムやため池から放流して底にたまつた泥から栄養塩を供給したりすることなどが考えられる。こうした取り組みは一部の自治体が既に実施している。新制度により、自治体がより対策を進めやすくし、各水域の状況に応じたきめ細かい対応を促す。この問題に関しては、超党派の議員連盟でも対策の議論が今後深まる見通しだ。」

それにしても中環審小委員会で検討事項とスケジュールの説明しかされていない段階で、このような記事が出るということは、小委員会の委員も随分となめられたものです。環境省の出す方針にお墨付きを与えるだけが仕事とばらされた格好です。

私たちは、議論の行方をしっかりと監視し、パブコメ等に対応していく必要があります。



環瀬戸内海会議は9月23日付で、沖縄防衛局が沖縄県に提出した辺野古埋め立て設計変更申請に対し、不承認を求め、玉城デニー沖縄県知事に意見書を提出しました。

辺野古新基地建設事業・公有水面埋立変更承認申請に係る意見書（抄録）

【利害関係の内容】 略

【意見】 沖縄県知事は、今回の公有水面埋立変更承認申請の検討に当たり、下記の点を考慮し、その上で同申請を不承認としてください。

【理由】

1. コロナ禍は、生物多様性の低減を続ける人間活動の結果であり、新たな感染症を起こさないためにも、これ以上、生物多様性の損失をもたらす事業は中止すべきです。

申請書は、コロナ禍の中で「生物多様性国家戦略2012-2020」の重要性が飛躍的に高まっていることを無視している。

2019年5月、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットホーム」（以下、IPBES）が公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」は、「世界中に約800万種と推定される動植物について、約100万種が数十年間に絶滅の危機にある。」と警鐘を鳴らしています。この問題は瀬戸内海においても焦眉の課題で、例えば呉周辺の海岸動物は、1960年代初めには90種前後いた種数が現在では20～30種に減少してしまっているといった状態であり、私たちにとって他人事ではありません。

さらに重要なことは、同報告書は、「人畜共通感染症は、人の健康の重大な脅威である。動物媒介の感染症は全感染症の約17%を占め、これによる死者数は全世界で毎年70万人にのぼると推計されている。開墾や生息地の分断、または多くの細菌性病原体に急速な抗生物質耐性の発現を引き起こす抗生物質の過剰投与といった人間活動によって、野生動物、家畜、植物や人の新たな感染症が増える可能性がある」としています。そしてIPBESを主導するジョセフ・セツツル共同議長らが、コロナ禍の最中の本年4月27日に出した論文では、「これはほんの始まりにすぎない。動物からヒトへの疾患はすでに毎年推定70万人の死を引き起こしているが、将来のパンデミックの可能性は非常に大きい。人に感染することが知られているタイプの未確認のウイルス170万種が哺乳類や水鳥にまだ存在していると考えられている。これらのいずれかが次の「疾患X」になる可能性があり、それらは、COVID-19よりもさらに破壊的で致命的な可能性がある」とし、さらに「気候変動や生物多様性危機と同様に、近年のパン

デミックは人間活動、とりわけいかなるコストをかけても経済成長を評価する限定的なパラダイムに基づいた、世界の金融および経済システムの直接的な結果である。」としています。無制限に開発を推し進める現代文明が、生物多様性の損失を急激に進行させ、コロナ事態を引き寄せていた可能性があるのです。

このように2020年のコロナ禍の発生は、生物多様性の損失を食い止めること、そのため生物多様性基本法第11条に基づき作成された「生物多様性国家戦略2012-2020」を守ることの重要性を一気に高めました。今後、新たな感染症を引き起こさないためには、これ以上、生物多様性の損失をもたらす行為は許されません。政府は、全ての施策に当たっては生物多様性国家戦略を守ることを最優先課題にすべきです。

然るに従来から私たちも主張してきたところですが、辺野古新基地建設の埋め立ては、3重の意味で「生物多様性国家戦略」、及び「生物多様性おきなわ戦略」に反する行為です。辺野古新基地建設に伴う埋め立ての対象である大浦湾・辺野古の海域は、重要なサンゴ礁・干潟・海草藻場が存在し、ジュゴンの生息環境であり、ウミガメが産卵する砂浜があるなど国際的にみても極めて希少な生物多様性の宝庫であることは従来から指摘されてきました。埋め立てに関わって沖縄島を初め西日本各地で岩ズリ・海砂を採取することは、地域の山を破壊し、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を汚染することが指摘されてきました。

さらに沖縄島外からの大量の埋め立て用土砂の搬入は、外来生物の侵入により沖縄島固有の生態系をかく乱するという問題もあります。辺野古新基地建設は、どこからみても生物多様性の損失をもたらす事業です。コロナ禍の中で、この点が問われている

最中に、大浦湾地盤改良工事などの設計変更申請を提出したこと自体、断じて許されないことです。閣議決定された生物多様性国家戦略を守ることは政府の責務であるはずなのに、政府が先頭に立って同戦略を破る行為に平然と突き進んでいる姿は、他の地

域（例えば瀬戸内海）における問題でも同じような行為をしかねないという意味で辺野古新基地建設に係る設計変更申請に対し、この視点から意見を述べることは、極めて重要であると考えています。

2. 大浦湾地盤改良工事のための大量の海砂採取は、瀬戸内海での貴重な経験からしても沖縄島周辺の海域や響灘の生態系破壊につながることであり、この点が全く考慮されていない。

変更申請では、海砂を地盤改良材として4年間で約349万m³も使用する結果、使用する総量は変更前の7倍近い約386万m³に上ります。その大部分は沖縄島周辺、及び一部は山口県沖の響灘から調達される計画です。

海砂採取による自然破壊は、1970年代から90年代まで海砂採取の中心であった瀬戸内海での経験があります。まず採取に伴う海底地形変化や海岸線の破壊など目に見える影響があります。しかし生態系にとっては、海面下で起きている事態を想起することが大切です。採取は、真空ポンプにより強制的に吸引し、船上でフィルターによりろ過し、濁水をそのまま放流します。これにより、砂地に生息するエビ、カニ類を初めとした底生生物の「生きる場」を破壊することで、沿岸域の食物連鎖構造を変え、生態系のバランスを崩してきました。特に低次生態系の要にあるイカナゴが産卵・夏眠の場を奪われることで大幅に減少しました。同時に採取船上から濁水を直接放流することで、周囲のアマモ場が減少しました。瀬戸内海では、工場地帯が近くにあるわけでもない島しょ部周辺の藻場が減少し、イカナゴの生息地が破壊されることで、それを餌とするタイやサワラ、さらにはスナメリクジラの生息に影響が出て、生態系ピラミッドの構造が変化し、瀬戸内海の生態系全体に大きな影響を与えたと考えられます。海砂採取を続けた岡山県、広島県ではイカナゴ漁獲量が激減しましたが、一方、唯一、海砂採取を禁止した兵庫県では、やや減少気味とはいえ、大幅な減少は免れており、海砂採取の影響が鮮明に出ています。こうした経験から、瀬戸内海での海砂採取は、1998年の広島県を皮切りとし、

2006年の愛媛県を最後に採取が禁止されていました。「自然は縫い目のない織物」です。どこかが傷つくと、それは空間、時間を超えて予想もできない形で波及していくのです。

沖縄島でも、名護市嘉陽など北部沿岸域を中心に長年にわたる海砂採取で、ジュゴンの餌となる海草が減少するなど同様の現象が発生してきている可能性が高いと考えられます。海砂が分布する海域周辺で生息する底生生物の生息地が破壊され、それらを餌とする生物が減少し、生態系の食物連鎖構造が変化してきているはずです。それは結果として、ジュゴンの生息地を破壊し、ジュゴンの生活史に影響を与え、長期的なジュゴン減少の一要因になったと考えられます。沖縄県では、瀬戸内海などと異なり採取が禁止されておらず、さらには総量規制も敷かれていませんことから、深刻な環境破壊を危惧するところです。申請書には、そのような問題に関する調査結果や分析が全くありません。

また山口県からの海砂の調達は外来生物の持ち込みをもたらす可能性がある問題であり、岩ズリと同じようなものとして対応するべきです。今回の申請書では、変更前に「埋立土砂等の種類」として挙げられていた海砂が削除され、その理由は明らかに示されていません。沖縄県の土砂条例の適用逃れを意図しているとすれば、環境破壊と地方自治を顧みない許されざる申請です。しかし、仮に防衛省が、海砂は「埋め立て用材ではない」と主張したとしても、同条例の目的が「外来生物の侵入防止」である限りにおいて、当然、対象にするべきです。

3. 工事の実施に伴う水の濁りの影響が増大することは無視できない。

3年次10ヶ月目のSS 2mg/L以上の分布範囲が北側護岸から大浦湾奥側にかけ変更前に比べて広がることが、環境保全措置に関する添付図書に記載されています。土砂の堆積予測においても、冬季の0.1mm以上の堆積が変更前に比べて汚濁防止膜の南側の開口部から沖合へ広がったとされています。

このような結果があるにもかかわらず、予測及び評価のまとめにおいて「変更後の影響は変更前と同程度又はそれ以下」（同5-1頁）とすることは誤っています。影響が大きくなる変更は不承認とすべきです。

伊方原発を止める！我々は止まらない！

原発さよなら四国ネットワーク 井出久司

◆ 伊方原発は今

伊方原発は既に1、2号機の廃炉が決定し、3号機は現在2度に亘る広島高裁の仮処分判決で停止し、また特重施設の建設遅れで再稼働の目処が立たない状況にある。そして四電は特重施設の建設を急ぐと共に、核燃料廃棄物の乾式貯蔵施設の建設を企図している。乾式貯蔵施設の建設に際しては未だ愛媛県知事も伊方町長もこれを容認している状況ではないが、彼等が容認しないということはあり得ないだろう。



◆ 原発は犯罪施設

そもそも乾式貯蔵施設の建設は燃料プールの容量を空けるためであり、特重施設の建設もテロ対策の名目で原発の安全性を上げるためにという、飽くまでもやってるふり、に過ぎない対策であると共に再稼働のプロセスである。電気が有り余っているにも拘わらず、福島の事故の対処もできない状況で決して許されない暴挙に他ならない。原発という施設は万が一にも事故を起こしてはならないものであり、規制委員会さえ安全を担保できないと言っている。テロ対策にせよ他の安全対策にせよ安全を担保できないというなら原発は全廃するより他に道はないではないか。それに原発は事故を起こさなくとも夥しい温排水と放射能を環境中に撒き散らし、数多の生命を奪い、全ての生命の生存権を脅かしながらでしか稼働できない犯罪施設である。全ての生命に対するテロ行為

だと言っても過言ではないだろう。その原発に固執する四電も日本の電力業界もテロ企業と言う他ないだろう。



◆ 原発は人の力で止められる

そもそも伊方原発は世界に類を見ない内海に面した原発である。また日本最大の断層中央構造線の真上に存在し、また南海トラフ巨大地震の震源域にも含まれている。この巨大地震を止めることはおろかいつどこでどれくらいの規模で起きるか予知できないのだ。しかし、原発だったら止められる。裁判で止める、政治の決断でも止められる。人の力で止められるのだ。

◆ 上関原発・すべての原発を止めよう

最後に伊方原発の目の前には上関原発の建設予定があり、未だに国も中国電力も新規建設を目論んでいる。廃棄物の処理もできない、全ての生命に対するテロ行為でしかない原発に固執する気が狂ったとしか思えない原子力ムラに対して、私たち原発反対派は諦めることなく声を挙げ続けなければならない。それは今生きている者としてやらなければならない義務であり責任であると考える。未来に続く全ての生命のために…。

(写真は、10月26日の伊方原発ゲート前集会)



「ポケットに憲法」

—伊方集会における「道路許可申請」をめぐって—

原発さよなら四国ネットワーク 松尾京子



原発さよなら四国ネットワーク（以下ネットワーク）が伊方原発ゲート前で毎年秋に開催してきた伊方集会は、今年で34回になった。この集会に対し、去年から地元の八幡浜警察署が道路使用許可申請（以下許可申請）の提出を求めてきている。

去年はネットワークの連絡担当者と八幡浜署の間で電話による押し問答が続いたが、期限切れで提出せず。「来年は出してください」、「お約束できません」で終わった。

今年はネットワークのホームページで見た（チェックしていた）八幡浜署から9月末に電話があり、「提出する必要なし」と考えるネットワークのメンバーが、「不必要」の根拠とする資料を揃えて

伊方原発前集会予定		道路の使用申請	
伊方原発前集会予定		申請を八幡浜署に求められたとして、伊方原発の運転に反対する市民団体「原発さよなら四国ネットワーク（松山市）は20日、異議申立書を県公安委員長宛てに提出した。	四国電力伊方原発（伊方町）ゲート前で予定している集会に対し道路使用許可申請を八幡浜署に求められたとして、伊方原発の運転に反対する市民団体「原発さよなら四国ネットワーク（松山市）は20日、異議申立書を県公安委員長宛てに提出した。

自由や道路交通法77条など憲法の保障する表現の表現を出す必要に照らして申請を出す必要	申請を八幡浜署に求められたとして、伊方原発の運転に反対する市民団体「原発さよなら四国ネットワーク（松山市）は20日、異議申立書を県公安委員長宛てに提出した。	四国電力伊方原発（伊方町）ゲート前で予定している集会に対し道路使用許可申請を八幡浜署に求められたとして、伊方原発の運転に反対する市民団体「原発さよなら四国ネットワーク（松山市）は20日、異議申立書を県公安委員長宛てに提出した。
（左側の列）	（中央の列）	（右側の列）

憲法の表現の自由を保障するには、憲法で認められていないと主張している。県警は「適切に対応する」とコメントした。（竹下世成）

2回の協議に臨んだ。ただし警察は一回目を「雑談」、2回目を「説明会」としたため協議は成立せず。この間の警察の応対の珍妙さは下手なコントよりも笑えるのだが、紙幅の都合上省く。

今回の許可申請をめぐる八幡浜署とのやり取りを通して私が改めて気づいたことを読者の皆さんと共に共有したいと思う。それは、警察は絶対に憲法に触れない・口にしないということ。下位の法律や条例だけを持ち出して、私たちに「法を守れ」と迫る。「法は犯したくない」という市民のモラルや価値観を狙って脅しをかけてくるーと私は感じる。その法令を憲法に照らして今この事例に適用すべきかどうか、などとは彼らは考えない。「そんなことは警察の任務ではない」と考えているのだ。

しかし、である。法を執行する現場に居る警察官は市民の声を聞く最前線でもある。だからこそそこに向かって私たちが自ら憲法を示し続けなければならない。

3年前に情報公開請求を始めた頃の私には「憲法を利用する」という意識がなかった。むしろ素人が警察に「憲法を守れ」などと言って大丈夫なのか？と気後れがあった。しかし今は違う。私たち人民は「憲法を利用する責任を負って」（12条）いる。私たちは警察を始めとするあらゆる権力に憲法を守らせる責任があるのだ。

私は今、12条の「利用する責任を負う」というこの言葉が嬉しくてたまらない。責任を果たそうと思う。だから、いつでもどこでも憲法を利用できるようポケットに憲法ーという訳です。

<おまけ>

ポケットに収まる憲法本を紹介します。

童話屋 刊 「日本国憲法」

文庫サイズ 厚さ4mm 重量50g (980文字)

関西電力 原発マネースキヤンダル

～利権構造が生み出した闇の真相とは～

環瀬戸内海会議副代表 末田一秀

◇ 告発状が受理された

昨秋明らかになった関西電力の役員に高浜町元助役森山氏から多額の金品が還流した問題。私たちは「関電の原発マネー不正還流を告発する会」を結成して告発人を募集し、目標の3倍を超える3272人で、昨年12月に役員12人を贈収賄罪等の疑いで大阪地検に告発しました。その後、退任役員に対して役員報酬の減額分や金品受領の追加納税分の闇補填が行われていたことを、関電の設置した第三者委員会が明らかにしたため、本年6月に業務上横領と特別背任で森元会長、八木前会長、岩根前社長を2193人が追加告発も行いました。大阪地検から10月5日、ようやく告発状受理の連絡がありました。ひょっとしたら年内にも強制捜査が行われるかもしれません。黒川前東京高検検事長の定年延長問題などで市民の信頼を失った検察が、林検事総長の体制に代わり、検事総長は「職員一人一人が検察の使命・役割を改めて再確認・再認識することが大切だ」と訓示しているそうです。厳正な捜査を尽くし、事件の闇に迫れるか注視ていきたいと思います。

◇ 事件の本質は何か

金品受領問題と闇補填問題。関電の役員は菓子折りの下に入った金品をうけとる悪代官顔負けの強欲な奴ら。起訴されて有罪になれば、それでいいわけではありません。アレルギーもあり拒否感がある原発を立地させ、運転を継続していくためには地元工作が必要なのです。そのためにフィクサーが動き、闇の金が動く。地元支配をしていた高浜町元助役から地元工作のお金の一部が還流した事件なのです。

伊方原発の立地時の攻防では、夫不在時に騙さ

れて土地売買契約書に判を押した妻が、責任を感じて自死してしまった事件がありました。上関でもあの手この手の工作が長年続けられています。地元工作の闇金はどうして生み出されているのでしょうか。原発は他の発電所よりも巨額の工事費等が動き、そこに何がしかの上乗せをして裏金が生み出されていると考えています。今年7月、東日本大震災の復興事業を請け負った複数の下請け企業が大手ゼネコン幹部を饗応接待する目的で不正経理による裏金作りを行っていたことが判明しましたが、原発関連事業ではこのようなことが日常的に行われてきた。そのうまい汁を吸っていたのが森山氏であり、おこぼれを頂戴したのが旧経営陣なのです。

関電は、森山氏の要求に応じ随意契約で関連会社に工事等を発注していました。競争入札であれば、競争原理で安く上がったはずです。東京電力は、福島事故後に競争入札の割合を15%から2015年に65%まで高めました。その結果、調達価格は2割下がったと公表されています。同じ2015年、関電の競争入札比率は15%で、関電消費者の払った電気代で2割下げることのできる発注が高止まりのまま続けられていたことになります。中国電力、四国電力の実態はどうでしょうか？

◇ ブックレットで問題を広めたい



この問題を広く知ってもらうため、ブックレットを出版しました。

ぜひご一読をお願いします。

ブックレットのご注文方法などは、16頁をご覧下さい。



湯浅一郎さんの海の生物調査に参加して

TEPA 大野恭子



松山市内で8月、海の生物調査に参加しました。

まずは岩礁地の潮間帯で、恒例のカメノテとイボニシの個体数を参加者が数えます。ちょっとし

た岩の隙間や違う個体群の中に紛れ込んでいたりして、観察力が鍛えられます。

子どもたちは数える経験を通して、自然に生物を観察し、「あ、またこれがある」とか「気持ち悪っ！」とか色や動き、触感、いろんなことを記憶します。



はじめはフナムシにキャーキャー言っていた娘はそのうち慣れて、磯にはフナムシがいる、ということが当たり前になり、ある時にその数が減ったり、または増えたりすると、「あ、なんか違う」と感じることができます。なぜなら、私自身の原体験が私の自然観を作っていると感じたからです。

私は兄姉兄の末っ子で、すぐ上は兄なのと、4つ離れていたので、よく庭で植物を一人で観察していました。

とても狭い範囲での観察経験ですが、じいっと観るということをよくしたなど覚えていました。庭で何時間も一人で遊んでいたのです。

子どもたちには講釈たれて教えず、感じさせる経験こそがとても大切な教育というか、その子その子の感性を育てるんだなあと思いました。

自然体験に限らず、音楽や芸術も親と一緒に楽

しんだ経験はずっと残っています。そして、将来その子たちがまた次世代にバトンを渡し、より良い未来へつながる気がします。

毎年、同じ時期に観察することで、環境がどのように変化しているのか？

生物群を可視化することは、分析するための貴重な資源だと、環瀬戸内会議共同代表の湯浅一郎さんが言っていました。

湯浅さんの専門は海洋物理学です。

潮流とか潮汐の地球の海洋運動の研究者であり、環境問題を地球、宇宙規模で考え、考察できる、穏やかなとっても魅力的な方です！

私がこの生物調査を好きな理由のひとつに、環境問題って、ともすれば「人間が地球を汚している！人間が悪い！」と攻撃的になりそうなのですが、この活動は調査する大人たちが好奇心いっぱい、石をひっくり返したり、海に潜ったりしている姿が大好きだからです。

そして、いつもの生き物を発見して、「あ、またいたね」と出席確認する優しい姿は、私もここにいていいんだと自分で肯定されるようです。

環境は大きく変化してからでは取り戻すのに当然ですが、とても時間がかかります。

こういう自然観察教室は今後もっと重要になってくると思います。

人々の身近にあった自然は、今はわざわざ出かけないと触れることができなくなってしましました。分断の社会だと言われていますが、こういうところも分断されています。

人間の本能が年々失われていることに危機感を覚えます。子どもたちが自然に触れる機会を増やすことはその歯止めになると思った一日でした。





残土処分場反対署名を集めています

残土処分場を考えるとべの会 共同代表 土居立子



愛媛県松山市の南隣。砥部焼や動物園で知られる砥部町。町のキャッチフレーズは『清流とほたる 砥部焼とみかんの町 砥部町』。その山奥に造られたスキー場跡地を、オオノ開発が買い取り、建設残土処分場を計画し、昨年11月、県に許可申請を出した。

オオノ開発が地元説明会を開いたのは、「満穂地区」「川登地区」と砥部川上流の水をみかん畑に供給する団体である「土地改良区」の3区。

満穂地区にはすでに別会社の残土処分場がある。出入りするダンプは、車1台がやっと通れる集落内の道を頻繁に走る。危なくて、土埃や排気ガスがひどく、生活環境を脅かされている。そのうえオオノ開発の残土処分場ができれば、更に1日平均44台のダンプが往復するという。また川登地区には町の埋立最終処分場があり、「これ以上ゴミ捨て場はいらん！」と言う住民も多い。

予定地の水は全て、町を縦断する砥部川支流に流れ込み、みかん畑や田んぼの農業用水に使う。砥部焼の粘土精製にも、砥部川の水を使う。

「その水が汚染されれば、砥部が『清流とほたる 砥部焼とみかんの町』でなくなってしまう」「残土処分場を造らせたくない！」という町民が数名集まり、今年に入って動き始めた。武井たか子県議（松山市）が一緒なのは心強い。4月下旬から1か月、残土処分場計画を知らせるチラシ7500枚を全戸配布した。

私たちは県や町に何度も足を運び、申し入れを行なった。川登地区説明会ではオオノ開発の不誠実な態度に住民が怒り、「反対」の声が上がった。土地改良区は、オオノ開発が他の残土処分場の水質検査を、違う場所から採っていたことに怒り、「重大な裏切り行為であり、説明会の実施は無効とする」と言った。

そのため5月25日、オオノ開発は一旦申請を取り下げた。だが申請を取り下げたのと同時にオオノ開発は、川登地区で新たに説明会と見学会の案内を出し、6月20、21日に実施した。諦めていないのだ。

5月1日には、愛媛県土砂条例が改正施行され、「事業者は周辺住民に対し説明会を開催しなければならない。」という条文が加えられた。不十分な条例だが、この点は評価したい。

7月、山鳥坂ダム（大洲市）のトンネル工事で出た残土から、基準値を上回るヒ素やフッ素が検出された。残土処分場に持ち込まれた後のことだ！「土だから安全」ではない実例が県内で示されたのだ。



愛媛新聞9月28日(月)9:22配信 ヤフーニュースより
残土処分場の計画中止に向け、参加者に署名運動への協力を呼びかけた決起集会=27日夕、砥部町宮内

私たちは8月、末田一秀さん（環瀬戸副代表）にお願いし、オンライン学習会を開いた。全国の残土処分場の問題や、汚染土壤が混入してしまう検査過程の問題などを学習した。

9月下旬、私たちは県へ提出する反対署名を集め始めた（11月末が第1次集約）。法的に計画を止めることは難しいが、「これだけの人が反対しているのだ！」と示せれば、声を上げにくい地元の人たちの後押しにもなるのでは、と考えてのことだ。

10月8日、満穂地区は町議会に、「地区として残土処分場に反対しているので理解を」と陳情書を提出した。地元地区が声を上げたことは、残土処分場反対の追い風となる。今後川登地区も声を上げれば、更に強い追い風となるだろう。

残土に有害物質や土以外のものが混入しないよう、厳しい検査体制が必要だ。また、「いらない土はどんどん過疎地に捨てる」ということをやめ、リサイクルなどの方法を考えなければいけないと思う。

毎週土日の午前中に戸別訪問し署名を集めている。

違法操業の上安 (かみやす) 産廃処分場をやめさせる

上安産廃処分場問題を考える広島の会：溝田一成

広島市安佐南区と安佐北区の境の（広島市安佐動物園に近接）、上安（かみやす）産廃処分場が増設申請を出しました。

三原市本郷（ほんごう）に同じ業者、ジェイ・エー・ビー（JAB）協同組合が、広島県の設置許可が下りて建設が始まろうとするなか、本郷産廃場に反対する人たちが、上安産廃場を調査する中で、ずさんな運営がなされ、違法行為をつかんだことからの始まりです。かつては、産廃場下流の住民が排水の異臭や汚染を指摘してきたそうですが、解決にはならなかった経緯があります。

（1）上安産廃場建設の経過

1993年に広島市が許可し27年になります。途中、株式会社松一企画（岡山市）が2013年にJAB組合に施設を譲渡し、営業再開しました。施設構造は産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）の安定型最終処分場となっています。

（2）本郷産廃場との関連

広島県は、事業者のJAB協同組合に、三原市本郷町産業廃棄物処分場（安定型）を2020年4月23日、水源汚染を懸念する三原・竹原市民の声を全く考慮せず、設置許可を出しました。

2020年7月～9月、JAB協同組合と同じ上安産廃処分場の現地調査を、三原・竹原・広島市民が共同で行いました。その結果、今まで広島市も確認できていない事項が出てきました。

（3）調査結果の主な事項

調査結果は次の通りです。

- ・ 広島市の指針（産廃指導要綱）に明記されている「即日覆土」がなされていない。
- ・ 敷地内に産廃物が放置されている。風等で周辺の林野への散乱もある。
- ・ 省令に定められた周辺の囲い（登山道と処分場の境）がされていない。

- ・ 処分場からの廃水に、泡立ち、黄褐色に着色、オイルのような異臭がある。廃水は処理されず直接河川（荒谷川）に放流されている。しかもCODは基準値を超えていています。
- ・ 荒谷川の下流（広島市の水源となる太田川に流れ込む）でも泡立ち・異臭がある。



2020.9.3撮影 埋立終了区 覆土されてない
環瀬戸内海会議幹事・岡田和樹さん提供

（4）取り組みと問題点

上安産廃処分場増設申請が出され、9月末までに意見書の募集があり、本郷の方から連絡を受け、担当の広島市環境局産業廃棄物指導課に、違反・汚染状況を問い合わせし、事実の把握と指導を申し出ました。

広島市はこのことを明らかにせず、業者にもなんの指導もしていませんでした。申請書の意見書も提出し、公表するようにも申し出ました。しかし、広島市は何の方向性も示しませんでした。これから申請審査のため5人の専門家会議を設け申請の合格の有無を行うというところです。また、違反行為についての告発を、広島安佐南警察署と広島市産業廃棄物指導課にも提出しました。今結果待ちの状態です。

これから、安易な申請許可を降ろさせないで、「増設をさせない」「既設の処分場を安全なものにしておく」運動を、産廃場下流域の住民の方と連携してやっていきたいと考えています。

∞∞∞ いんふおめーしょん ∞∞∞

12月2日「STOP ! HENOKO」請願署名提出 & 防衛省交渉

- ◆ 15:00~ 「STOP ! HENOKO」 請願署名提出 & 前段集会
- ◆ 15:30~17:00 防衛省要請交渉 ◆ 18:00~ 報告集会



会場：衆議院第二議員会館地下1階—第3会議室

14:30までに衆議院第二議員会館ロビーにお集まり下さい。入館用通行証を配布します。

コロナ対応のため、事前申し込みをお願いします、40名に制限の予定です。

呼びかけ 辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会 辺野古土砂搬出反対！首都圏G

問合せ 毛利孝雄 080-1054-0409 阿部悦子 090-3783-8332

新刊紹介

南方ブックレット12



関西電力原発マネースキヤンダル

～利権構造が生み出した闇の真相とは～

末田一秀 著 A-5版 55頁

2020年10月20日 南方新社 刊 定価 1000円+税

検察に、まっとうな仕事をさせるのは市民の声！ ブックレットで問題を広げ、厳正な捜査で基礎を行ない、真相を解明せよとの声がさらに広がるようお力添えをお願いします。

《注文受付》 (複数札は1000円、10冊以上は950円に割引)

メール ksueda@nifty.com または、FAX 072-777-9269 末田まで
お名前・送付先・電話番号・冊数を記入し、お申込み下さい。

代金、送料のお支払いは到着後、同封振込用紙でお願いします。



木頭村 その山河が問い合わせるもの

藤田 恵 著 A-5版 191頁

2020年10月20日 東京シューレ出版 刊 定価 1600円+税

元徳島県木頭村長 国が進めていた徳島県の那賀川上流の細河内ダムを止めた。国直轄のダム建設計画を止めた最初の事例である。

しかし、流域に横たわる問題はダム建設による清流の破壊だけではない。

戦時中、戦争遂行のため山という山が切りまくられ裸の山に。戦後は一転して針葉樹の「拡大造林」。過疎化が進行し間伐など手が入らない杉やヒノキの林は、土壤も貧弱に、そして密集のまま瘦せ細る林は保水性も弱く、あげくは土砂流出被害の危険性を高めている。現場からの声を聞いてほしい。



瀬戸内トラストニュース第74号 2020年11月20日／発行責任者 松本宣崇

環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悅子（愛媛県）携帯 090-3783-8332 湯浅 一郎（東京都）

Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

HPアドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>

会費等振込先 郵便振替 口座No 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議

銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで

STOP! HENOKO どの故郷にも戦争に使う土砂はない

防衛省交渉 請願署名提出 報告集会

12月2日(水) 15時～20時

《タイムテーブル》

- ・15時～…署名提出と前段集会
- ・15時30分～17時…防衛省交渉
- ・18時～20時…報告集会

《会場》

衆議院第2議員会館 B1・第3会議室

(地下鉄「国会議事堂前」「永田町」下車)

《参加費500円》

コロナ対応のため、下記連絡先まで
事前申し込みをお願いします。定員は40名です。

通行証は、下記時間帯に1Fロビーで配布します。

①14時30分～ ②17時30分～

後日ネット配信予定
土砂全協のHPをご覧下さい。



防衛省交渉では
海砂や埋立土砂の調達問題
これらの搬入により生じる
生物多様性の減少など
辺野古「変更申請」をふまえた
内容で
鋭く追及をします

土砂全協顧問の両氏を中心に、交渉と報告を行います。どうぞご参加下さい。



土砂全協顧問・北上田毅氏



土砂全協顧問・湯浅一郎氏

《呼びかけ団体・連絡先》

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会

阿部悦子 090-3783-8332

辺野古土砂搬出反対!首都圏グループ

毛利孝雄 080-1054-0409

mochan-123daaa@tbz.t-com.ne.jp

協力…「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」

「FoE Japan」「美ら海にもやんばるにも基地はいらない市民の会」